

第4回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年8月25日(月) 午後1時30分～午後2時22分
- 2 場 所 湯河原町役場 第2庁舎3階 第1～第3会議室
- 3 出席者 農業委員 議長 外8名
出席を求めた農地利用最適化推進委員 3名
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠(事務局職員任免)
- 6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。定刻となりましたので、第4回農業委員会総会を開会したいと思います。それでは会長お願いします。
議長	皆さんこんにちは。連日ですね暑い日が続いて、環境もひどくて、みかんの被害も何かあるいはなんか、葉っぱ黄色くなってですね、何か枯れ上がるような種類もあって、今年のこれからの収穫が心配されるわけなんですけれども、皆様に特にこの時期の農地パトロールをお願いしていますけれども、皆さんの方も体に気を付けていただきたいと思います。 それでは早速、議事に入りたいと思います。まず議事録署名委員の指名でございます。 9番委員と1番委員。よろしくをお願いをしたいと思います。 それでは議案に移りたいと思います。(1)の非農地証明についてということで日程第1、議案第10と書いてありますが13に訂正いただきまして、議案第13号、宅地について、議事をしたいと思います。
事務局	日程番号1、議案番号13、非農地証明願について説明いたします。 申請者、定住者、持分4分の3、 氏、同住所持分4分の1、 氏でございます。 申請地は、 、台帳地目が畑、現況地目宅地、面積は113㎡でございます。 場所は桜木公園東側の複合店舗の駐車場の一部でございます。 申請の目的は、宅地で、申請地は昭和57年9月ごろから駐車場に転用し、現在に至っているものでございます。農地区分につきましては第3種農地でございます。 申請書1ページをご覧ください。1ページは先ほどの説明の通りでございます。2ページをおめくりください。土地登記簿謄本です。上の表題部土地の表示に、当該地が8番5から分筆されております。権

	利部(甲区)真ん中ですけれども、先ほど説明いたしました持分割合が記載されております。4ページをご覧ください。公図でございます。当該地は、赤枠で囲まれたところです。この土地に隣接する8番5と同番13が現在、駐車場となっております。同14番に複合店舗があって、5ページには位置地図、6ページは現況平面図が添付されております。7ページが経過書、8ページには現況写真、9ページに航空写真が添付されております。ページは以上でございます。ご審議のほどお願いします。
議長	それではこの現地について調査をされた9番委員より報告をお願いします。
9番	はい。それでは議案第13号の非農地証明願について、現地調査の結果を報告させていただきます。去る8月16日に5番委員と第1区域推進委員と私の3名で、申請地の現地調査を行いました。申請地は■■■■で、現況地目宅地、台帳地目畑で、場所については、土肥五丁目の桜井公園の道路を隔てて海側の昔ヤオケンという八百屋があったところのその広い駐車場の一部で、現在は台湾料理の龍華など複数の店舗の駐車場となっている箇所であります。資料の6ページの現況平面図をご覧くださいと思います、資料のちょうど中央のですね、少し上に四角くなっている部分もあると思いますが、そちらが該当の箇所でございます。場所につきましては、アスファルト舗装された駐車場の一部で、数十年前から宅地として利用していることを確認いたしました。以上でございます。
議長	ご苦勞様でした。一緒に行かれた委員さん特によろしいですか。ではこの件について何かご質問ご意見がある方はよろしくをお願いします。
全員	質問、意見なし
議長	よろしいですか。採決を取りたいと思います。 日程第1議案第13号、宅地の非農地証明願の証明について、証明することに賛成をされる方は挙手をお願いします。
全員	賛成
議長	ありがとうございます。非農地証明を出すことに決定いたしました。議案は以上でございます。 続いて5その他(1)の神奈川県農業委員会活動推進大会について説明をお願いします。
事務局	お手元の資料A4縦、令和7年度神奈川県農業委員会活動推進大会開催要領をご覧ください。まず年1回ですけれども、農業委員会活動推進大会を実施しております。こちらにつきましては、神奈川県の全ての農業委員さんに通知が行き、後日お集まりしていただくような形をとっております。4月に、スケジュール表で、11月6日にはこのような大会がございますので、出席をお願いしたいとご説明させ

	ていただきました。主催は、公益社団法人神奈川県農業会議でございます。日時は11月6日木曜日午後1時開会ということで、場所につきましては関内ホールで行われます。こちらにつきましては、永年在任農業委員等の表彰、提案・要望決議等がございます。当農業委員さん、推進委員さんにつきましては、今年度につきましては表彰の対象者はありません。提案につきましては、これから審議の内容が出てきますので、皆さんにお諮りをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。参集者でございますけれども、全員参加ということで願います。なお、11月6日ですけれども、急遽ご予定があるようでしたら、この場で不参加欠席という形で、後ほど伺いますが、それ以外の方につきましては、来月、再来月を目途に、行程表等を考えて、皆さんに日程をお知らせしたいと思います。集合場所につきましては役場で、町の中型マイクロバスで現地に行く予定で考えております。取り急ぎ以上でございます。
議長	はい。以上、推進大会でございますが、全員参加をしていただくということでよろしくお願いいたします。ここにごく簡単に内容書いてありますけれども、これ以外にも全国の農業会議所の人も来られて、その情勢報告といいますかそれも30分間ぐらいですか、予定をされていますので、そういった情報も得られると思いますので、併せてお聞きいただければと思っております。この件については何か、ご質問等ありますか。よろしいですか。はい。 それではこの件については以上ということでございます。 その他、町の方は。
事務局	先月お配りしました農地パトロールの件ですが、9月10日をめどに出していただくものですが、もし今日終わっている方がいらっしゃいましたら帰りにご提出をお願いします。また、初めての方を含めまして、地元以外のところを回っていただくような区割りとなっております、大変難しいところをお願いするところでございますが、よろしくお願いいたします。まだ暑さは収まっておりませんので、こちらも十分体に気をつけてください。
議長	農地パトロールはのですが。特に今回初めての方もいらっしゃって、ご苦労されている部分があるかもしれませんけれども、何か記入の仕方がわからないとか何か質問等あれば、はいどうぞ。
2番委員	農地法の30条で毎年やっているということもあり、意味あいがある中で、実際にパトロールしてみると、まるっきり現状が違う箇所がある。大半そういう現状があるっていうのは、何か理由があるのかなと、例えば一定の農地を確保していないといけないというようなことから、現況の山林でありながら、農地として認めざるを得ないとか、内容が変わって利用の意向調査の際に、農地として今後利用していくんだということで、農地のままにしてあるのか、ちょっとそこが本当に疑問というか、調査した城堀地区、鍛冶屋地区では半分が違っているんじゃないかなっていう気がする。 調査の仕方に問題があるものなのか、毎年やっっているが、そこには理由があって、そういう現状があるのか。それをちょっとお聞かせ願いたいなと思っています。

議長	現況が違うっていうのは、農地であるはずなんだけれども、山林化しちゃうっていうか、木が生えていて、これは畑とは思えないような状況、あの建物が建っていればこれ違法現況になるんですけども。
2番委員	竹林であればもう山林ですよ。そういうことや、40年もののヒノキが植わっちゃっているのが農地として表示されているだとか。それってどうなんですかね。一つに、なんていうんですかね、例えば情報っていうのは、なかなか個人情報共有はできないと思うんですけども、固定資産税の納付書の明細に、1月1日の現況の地目が記載されていると思うんですね。そういうものと照合されているのか。農業委員会として、農業委員が調査したものに対して、確認作業ですからそういうものが、されているのかされてないのか、そこもちょっとお尋ねしたいところです。
事務局	今、2番委員からお話出ました中で、町の税務収納課という部署がございます。こちらの台帳地目、現況地目という形で分けています。1月1日現在の現況地目については、税務収納課の職員が見ての判断になりますので、そこについては農業委員会からこうですっていう形のものは、今のところはないのですが。
2番委員	今、税務課が調査したものが、突合されているかどうか、農業委員会の農業委員が出した調査書と、そういうものが現実に他の部署では現地確認をしているわけですよ、町として。その元と突合しているかどうか、という質問です。 する必要がないのか、また個人情報だから部署が違うからそれは独立した考えだから、していなければいけない結構です。
事務局	独立した形はとっております。その中で今は皆様に現地調査をしていただいております、土地の30以上の山林につきましては、税務収納課等が畑と判断しておる中で、今2番委員がおっしゃる通りですね、現地の方が手つかずで山林化している竹藪がある、そういうものがあってもですね、地目の変更を含めまして、ここについては、また農地法の手続きをしていただくことが別途あります。線引きの方のお話につきましては、税務収納課の現況判断と、こちらは回っているものについては差異があるところはあり得ると思います。
2番委員	そういう確認はしていませんよということによろしいですよ。
事務局	直接の税務課等と農業委員会のマッチングはしていない中で、農業委員会としては、土地所有者・管理者に、現況が農地から外れているという通知をしております。今後どのような形で農地を管理されるか、意向調査も実施しております。
2番委員	自分の例で言うのも恐縮なんですけども、今回の資料の中で、農地として色刷りされた、実際には、竹林で、固定資産税の明細の方には、山林で来ているんですよ。そういう事実があったんで、どういうマッチングをしているとかいう質問なんです。マッチングがあるんだったら、差異ってそんなにないと思うんですよ。私どもが見に行っ

	て、まず公図に名前が、所有者が入っているものがあまりにもちよつと。こう毎年やっているんであれば、こういうことって起こりにくいと思うんですよね。だから、精査ができてないから、というふうに思わざるを得ないのかなと。以上です。
議長	課税する方が現況を地目を当然参考に行っているけど、地目がどうであれ現況の状況で課税をしているのでしょうか。農地であるならば、それは優遇されているんだけれども、そうじゃないような使い方をされるとそういったね、雑種地だか山林だかわかんないけれども、そういうふうに課税をされるはずですよ。それが適正じゃないのではないかと、だからそれを是正しなくちゃいけないというので。ご本人に地主さんにあなたの土地はどうするんですか、このままいくと税率が上がりますよっていうふうなのをやるのが本来の方向であって、そうなったはずですよ。ただしその人が、いや、自分ではできないから、人に貸してね、ここを使ってもらいたいというふうに県の農業会議、いわゆる農地バンクの方に申し出て貸しますよっていうような意思表示をすれば、それはその猶予されるみたいな形になっていると、だからそのところは前にも話したと思うんですけども、意向確認をして、それでそういうふうに課税がされる可能性ありますよ、だからこういう方法もありますよってことを伝えることが重要なんじゃないんですか。それをやっていない。なかなか調査はそういうときに自分でうまく行かない。この人の土地がここの土地なのか隣の土地か、その山林化しちゃっているところはずっと広がっちゃったてわかんなくて、なんかこの人だって断定するのはね、すごく何かためらっちゃうことは私実際やっていてあるんですよ。だからここはね、山林だけでも、役場の方に確認をして、確かにここの地こうだっていうふうにね、調べてくださいっていうお願いをして、あるいはそのタブレットを導入すればその場所がかなり正確に特定できるので、いやこれは確かにここの筆はこの場所だということがわかったら、そうするとそれでここは山林化しちゃっているから、地主さんに町が山林化しているから意向確認をして、それによつては課税が強化っていうのかな、優遇がなくなりますよというようなことを進めていくっていうのは、今の流れでそれをやってないってことは、納税者から見ると不公平な適正な課税がされてないってことになっている。
2 番委員	私が言っているのは、課税の問題は税務のもとでやって、税務の方の台帳とすり合わせができていのかっていうことの確認で、農業委員会の方で課税のところの部分っていうのはまた別の話ではないのかなとは思いますが、ただ、会長が言っていることはよく理解ができる場所ではあるんですけども、質問の趣旨としては、そういう同じ役場内で情報の共有というものが、ただ個人情報の取り扱いから言うと、なかなか部署が違ったり、団体が違ったりすると、それを共有することが漏洩に繋がるということもあるんで、できないとい

	うところもあろうかと思うんで、質問をした次第です。
事務局長	すいません、いろいろな話なっていますけど、連携はしておりません。農地法の地目の振り方という形でやっておりまして、うちの方も現況はどのようなものなのかっていうのは、こちらの方から課の方に調べてください、というものをやらない限りはわからないことになっておりますので、そういうのも一切やっておりませんので、そういうふうに考えていただきたいと思います。また調査されたものに対して、意向調査は、先ほど担当が言ったように駄目なところに関しましては、送っております。ただ、以前も通知の中に土地の税金が上がりますよ、みたいな文言を入れた中で、だいぶ文句が出た、会長とかにも話がいったというのがあって、最近はそれを一部は抜かしております。
議長	私のところに文句が来たというのはね、それが、税金が上がることの文句じゃなくて、私はちゃんとやっているのに、荒れているようなことで意向確認が来たと、これが間違いじゃないかっていうことで調べたら、確かに隣と間違えちゃっていたんですよ。そういった間違いあって、税金が、上がるからそれはけしからんという意味でのなんているのがクレームではなかったはずですよ。
事務局長	はいすいません。会長のほうにはなかったかもしないですけど、実際、そのような苦情というわけじゃないですけど、話は来ておりましたので、皆さん、今のメンバーではないですけど、以前もそのような話の中で、きつい話じゃないかとかいう課題も出ていたと思いましたので、担当としましては、その一部を抜かしてやっております。
議長	でも仕方がないんですよ。優遇措置っていうのは、その農地としてちゃんと管理をしているから優遇されているんであって、それがされてないんだったらば、ちょっと私、先に言ったようなこの人に貸すことは、そういった借りていいだろうということは別としてもどうしてもそういった手続きがあってその優遇措置が継続されるんですよってことあるんだから、それをしてもらうことが大事であって、意見をされても、それは仕方がないですよ。
事務局長	ただやっぱり農地法の 30 条の下でやって 32 条で通知を出しているものですので、あくまでも正直に話しますと、その優遇は当然あるんですが、その農地、農家によって違うところになってしまうので、実際にちゃんと農地として適正管理をしてくださいというのが農地法だと思いましたので、その要求措置に対しての税金の関係については今のところ入れてはおりません。
議長	何か適切に課税するという意味だったら、これはなかなか土地を断定して、こうだからうちとしては、みなせないんじゃないかっていうね、その地目は別としても、課税というのは現況主義だからそれをしてくってというのは仕方がないので、なかなか難しく、よく税務サイドなり、あるいは他の市町村との情報交換をしながら、円滑に進めていく必要があると思いますよ。ただいや、そういう時でも貸してあ

	げるよっていう意思表示すれば、それがね、優遇措置が継続していくので、そこはPRをしていって、それがその農地の有効利用のひとつになればいいと思うんですけどね。
2番委員	もう一点、今回いただいた公図に記載されているものっていうのは、当然1年ごとやっているんだから、更新されているわけですよ。そこをちょっとまず確認しておきたいと思うんですけど。
事務局	更新されているということです。
2番委員	所有者が違うっていう問題が1点出てしまったということと、所有者の名前がハングル文字で表示されている。更新しているのであれば、そういうものってないんじゃないのかなと
事務局	大変申し訳ございません。前回の総会にてハングル文字を含めまして化け文字になっている旨を総会の席で説明させていただき、私の方は2番委員にお伝えしなかった点大変申し訳ございませんでした。そして、抽出の段階で基準日を設ける際に、死亡、名義変更を含めまして、間に合わない場合がございます。その場合は旧名義になっております。1年、最大時1年後には、新名義に変わりますのでご理解ください。
議長	他にこの件についてはよろしいですか。7番委員。
7番委員	農地パトロールを毎年やってつくづく思うんですけど、判断基準になるときに、地図があっても駄目なんですよ。公図があっても駄目なんですよ。それは自分がどこにいるかっていうのを確認できなければ、判断しようがないと思っているんですけども。それで今先ほど議長が言われていましたけど、タブレット端末を使ってGPSデータとか、航空写真じゃなくて、ドローンとかああいうものを使って今風なものを導入して、より精度を上げるっていうんですか、農業委員会として精度を上げるっていうのも検討してもいいんじゃないかなっていう時期に来ているような気がします。
議長	そうですね。本当におっしゃる通り、自分のいる場所がわからない場合があるんですよ。ずっと山林化しちゃっていると。分かれているはずなんだけれども違っているという。
7番委員	足がかりがないんで、私の場合は車が通れるような道路があるとそれが目安にもなっているような気がするんですけども、それとか、また反対箇所の山から見て、ここは農地だなとか、というのも判断材料の一つにしていますけど、大体そんな感じですね。
議長	ぜひGPSがついているタブレットを導入して、その場でね、場所確認をして人によっては写真も撮れるし、そこで入力できちゃえば、事務局も後の処理が楽なんじゃないかなと思っているんですけども、ぜひタブレットの導入をね、進めて、今までも研修会なんかやつ

	てきたんですけどね。役場はどうですか。その件については。
事務局長	当然、私もそういう派ですので、実際に進めたいと思っておりますが、元の地図自体がはっきりとしたものじゃなくて、そのところは今ネックになっておりまして、実際タブレットのものと位置が違っていると、当然GPS使ってますんで、立っている位置はあってはいますが、線間が間違えている可能性がかなりありますので、それで入れちゃうと間違いが起こってしまいますので、その辺をうまくできるようにやっていかなければならないという課題があるので、その辺をうまく課題がクリアできるようになれば、どんどん進めていきたいと思っておりますが、現在、そのところがうまくいかないということで、他市町と遅れを取ってるというふうな感じはあります。ただ進めたいなと思っています。
議長	その地図が現況と合っていないところも感じると思うんですけど、それはGPSの問題じゃなくて元々の地図の問題なんで、そうタブレット入れたからそれが直るわけでも何でもないんだんですけども、一部にはそういうところがあると思うんですけども、それ全部が全部出てこないし、ぜひ導入してもらった方がいいとは思ってますよ。
事務局長	大体この位置っていうのはわかるんで、使えないことはないんですけども、今会長おっしゃったようにですね、その場で入れ込んでできるようなものになっておりますので、であればうちの方も、全然楽ですし、ぜひ使いたいなと思っているんですが、今現在使えるのはその自分のいる位置が分かるかどうかぐらいの、つまらないシステムになってます。
議長	それでも、ないよりもいいかなと思うんだよね。やっぱりこのシステムを見ていて感じるのは、うちの町が皆さんに、これ紙で渡している地図と、それは水土里ネットか何かから紙を使っているのかな。いわゆる固定資産税か何か住基ネットかちょっとよく知らんけどモデルによって認めると兼ねてる地図で国がタブレットのシステムを使ってるやつはまた別なシステムで、そのシステムの地図をそっちに合わせていかないと進まないんですよ、多分、そうすればそのタブレットの地図に乗り換えられれば、インターネットで、全国農地ナビの方でも見えて、その結果反映される所を見て活用していくんだけど、そういう風になっていかないんだよね。その移行は何かできないのかなといつも思っていて、県の農業会議の方には、そういうのがうまく移行できたところの話を聞いて、こうすれば移行できて使っているんですよ、みたいなことをね。勉強になるんじゃないかなと思って、どっちかっていうとその使い方の勉強会をやったんだけど使い方はそんなに多分難しくなくて、そこに至るまでが大変、進まないというのは、県内で結構多いんじゃないかと思うんですよ。そういった先進事例で県内でいいところないですかって聞くんですが、なかなかないんですよ。特に畑っていうか、果樹地帯みたいなね、条件に近いようなところで、何かないですかとというと、なかなかないんですよって言われちゃう。実際そんな感じですよ。時間掛かるとは思

	うんですが、できるだけそういう形でね進めるとともに、何かそういった事務局の研修会っていうかなんか会議をやったら、それをうまくね、乗り換えてシステムを入れ替えてやっていく方法だとか、何かその辺のことを要望するなり、勉強するなりしてもらわないと、いつまで経っちゃって進まなくて大変になっちゃうんで、ぜひそれはもう事務局の方をお願いをしたいと思います。
事務局長	地図を乗り換えることは可能なんです。そうしたら、区域が合っていないんで使えないだけなんで、地図だけを変えることだけなら、こつちを今のデータを使えておりますので、できるんですよ。
議長	その地図のだから、いや、区域ってかその地形っていうか筆でしょ。
事務局長	筆がおかしいので
議長	それがおかしいのでしょ。それは新しい、乗り換えた地図だと正確なんですよ。
事務局長	いやだからずっと湯河原の位置が悪いんですよ。
議長	悪いの。
事務局	はい。
議長	さらに悪いということ。
事務局長	だから合わないの、それが使えないんですよ。正直言うと、はい。
議長	なかなかここで話しても進まないの、できるだけいろんな課題があることですが、ぜひね、なんかうまくそっちに乗り換えるように進めて研究して進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。
1 番委員	毎年、農地パトロールをこの時期にいつもやっているんですけども、今言ったように、山林化されているところってどうしても入れないんだよね。ですから、この写真と地図と、もうドロドロにずっと行くしかないんですよ。入れないところがね、どっからどうかっていうのがわからないから、もうそれで判断してね、やるしかないですから。私はそれでやっていますよ。入っていったってどこがどうかわかんないし道がないし現状はね。それでやっていますよ。以上です。
議長	なかなか山林化しているのが一筆だったらいいんですけど、位置が続いちゃっていると、どこまでがいや本当に山林化して。実は、こちらのちゃんとやっているところをね、山林と間違えちゃいけないから、すごくそれは怖いんですよ。
1 番委員	見てね、いやもうこれは駄目だって言われて、ちょっと今正直はそう

	いうやり方でやっています。
議長	いや、GPSが入ればそこはだいぶ進むと思う。
1 番委員	これ難しいですね。他の人のところでちゃんとやってんのにな
議長	毎年やっているけどなかなか難しくてね。
1 番議員	そうすると苦情が来ちゃうんだよ。ちゃんとやっているよというのに間違えちゃう。
議長	苦情が来ちゃう。
1 番委員	苦情が怖いけどね。
議長	この件については、他に意見ありますがよろしいですか。今の農地パトロールについては以上としたいと思います。 その他何かありますか。
1 番委員	先日ですね。農協で湯河原中央支店なんですけど、支店運営委員会がありまして、農業者年金の件でちょっと話しました。それで支店運営委員会の中で、パンフレットを回覧したらどうだろう、月1回か、パンフレットを回覧するんだけど、したらどうだっていう意見が出たんですが、これ役場からパンフレットが出たんですかね。そういう農業者年金加入のパンフレットはあるんですか。
事務局	先日の総会にて、農業者年金の説明およびチラシ等を皆さんにお配りして、加入推進の方をお願いしたく、部長に進めさせていただきました。その中で加入をするにあたって、農業者のご家庭に何もなくて分かりづらいだろうということで、私の方からですね、農協の本店の方にお話をさせていただき、各支店、湯河原支店、湯河原中央支店の方から各農業者の方に各戸回覧等ができないかというお願いをしたら、先日それをかなえていただいた、という経過がございまして、皆様ご自宅の方で回覧物を見られたと思います。こちらにつきましては、農協の本店の方が公益社団法人神奈川県農業会議と協議をして、このようなチラシであれば分かるだろうということでお示した次第です。以上です。
1 番議員	その中で支店長曰く、やっぱり支店で本店の方にそれを確認してOKであれば、そういうのを回覧してもいいということになっているんですけど
議長	まだご覧になっていないのですか。
1 番議員	まだ見ていない。
各委員	うちのほうは回ってきた。回覧で回っていました。

1 番委員	もうされているのか。
議長	湯河原支店、私は中央支店ですけれどね、言われた後にね、しばらくして回覧で回っていました。
1 番委員	それでまた加入する方がいれば、ありがとうございますけれども。
議長	次のステップに進めるなどと思って、それで回覧がきたので、一応皆さんのところへPRできたのはとりあえずね、次のステップに。
1 番議員	農協さんとかっちの農業委員会と何かね、そういうことを、やってもいいものかどうかもね、ちょっとわからなかったもので、今の話を聞いてね、そういうふうに進んでいるのであれば、いいですよ。それで、はい、ありがとうございます。
議長	ということで、回覧をやっていただきましたので、次から次回以降で具体的にどういう推進するかを少し考えて。
1 番議員	ただ難しいのは、女性の年齢とかも決まっていて、それがある程度若い人になっているんですね。だからそういった難しい面もあるんだけど、それぞれね、誰か入りたいっていう人もいればね、ありがたいんだね。そこまで行ければね。いいじゃないですかね。
議長	はい。他に何かありますか。 私の方から農林水産まつり、毎年1月の終わりぐらいに開催をしていて、この農業委員会でも大根の即売とそれから農業相談をやっていて、今年度もそういう形になるのかなと思っているんですが、大根をですね、やるんだったらそろそろ準備しないと、畑作って種まいて行くっていう時期になってくるので、今年どういうふうにやるかっていうのもですね、ちょっと皆さんと相談をさせていただきたいと思うんですけれども、まず大根作って、売って、活動費の足しになるってことで、それを進めることでもよろしいですか。例年そうやっているんですけれども。
1 番議員	でもさ、もう例年だと、今頃種をみんなに配布するのではないか
議長	そうなんです。皆さんにね、自分の畑でこうやってもらって収穫の時期になったら、自分でできる人は、洗って農林水産まつりの会場まで持ってきてもらったりするんですけれども、なかなか大変なんで、その抜くまでで栽培して収穫するまでは、やっている方をお願いをして、洗ったりするような準備はみんなで行いましょうということで去年からはね、集まってやりましょうということで去年からそうさせてもらったんですね。だから今年はどういうやり方でやるかということなんです。みんな自分の畑でやった方がいいよとか、洗ったりするのはみんなで行いましょうとか。そういうふうに分けてやるのか、何かまとめて1ヶ所でやっちゃって栽培から出荷まではね、1ヶ所でみんなで行った方がいいんじゃないかとか、それについて決めていきたいと思うんですけれども、なかなかこれまで見てると、やれる人がね栽培ができる人が畑の都合なんかもあって、みんなができる

	かっていうとそうでもなくて、半分ぐらいの方が栽培してくれたんですけども、そうするとそれやってくれた人の負担が大きくなっちゃってね。だから、去年洗うところまではみんなで作る、洗うところをみんなで作ろうよということでやったんですが、今年は、栽培と一緒にやるか、洗うところだけ一緒にやるか。あるいはそれを組み合わせた形で、自分のとこでやれる人は自分でやってもらって、やれない人はどこかしら一か所、例えば眺望ガーデンになっているところの畑にさ、みんなで作るとかね、そういうやり方もいろいろあるのかなと思っているんですけども、どうですかね皆さん、お考えは。なかなか集まってやるのは大変だとか、自分で好きなようにやった方がいいという人もいるかもしれないし。
8 番	初めてでわからないんですが、1 人何本ぐらい。出荷っていうか、出すんですか。
事務局	去年は、お 1 人委員さん 35 本を出していただきました。
議長	35 本で全部で何人集まりましたっけ。何本集まりましたっけ。全員取り組めなかったんでね。ただ、たくさん作ってくれる人もいるけどね。
事務局	300 本以上は集まっているはずですよ。
議長	だから 9 人っていうか、でも実際 1 人でたくさん作ってくれる。35 本を目安にしたけども、もっとたくさん、結構売れちゃうんで、できる人は出してください、余裕ある人は出してくださいということで、35 本以上作ってくれた方も結構いらして。
事務局	今お話が出ました 1 人 35 本なんですけれども、委員さんのなかには、どうしても野菜の大根を栽培することができないという方がいらっしゃって、その方につきましては先ほど会長が、他の手段として、洗う方の裏方に回って出荷ができるような形をとって、農業委員さん推進員さん全てが活動したという形をとりたいということで去年はそういう二つの分け方をしました。今回、新しい委員さん、推進員さんも含めまして、實際上、自分の農地についてですね、大根を収穫できる、栽培収穫ですね、できる方が全員であるかどうかっていうのをまずうかがわないと種の配分もちょっと難しいのではないかなと思うんですけどいかがでしょうか。
議長	どうですか。場所によってはいや、なかなか大根を作るのに向かない畑ばかりで栽培は難しいよって方もいらっしゃると思うんですけど、皆さん作れそうですか。大根を自分の畑で。
各委員	大丈夫です。
議長	皆、大丈夫。それぞれやる。それとも何か、どこかまとめたところでみんなで作業しますか。
5 番	洗うのは僕

議長	5 番委員さんはね、畑ないからね、2 人はねしょうがないもんね。
5 番	それができますので。
議長	得意そうだもんね。皆さんできそうですか、畑は。みんなできそうだと いうことで、どうしますか、みんなで作りますか栽培をね、1ヶ所 でやっちゃうか。決めちゃったほうがいいよね。どうですか。自分の 好きなようにやりたいっていう人もいると思うんだけどね。集まる とまた日程調整だとかね、場所だとか大変だっていうのもあって。よ ろしいですか、みんな自分の畑でやるということで。本数は 35 本と いうことを旨として、40 本でもいいんだけどね、すぐ売れちゃう んで、もっと多くても売れるかなと思っているんですけども、目安を 例えば 40 本ぐらい。
第 1 区域 推進委員	眺望ガーデン。やるとしたら例えばみんなで最初やろうとしたら眺 望ガーデンですよ。
議長	多分そこになると思うんですよ、ただちょっと心配なのは、あそこ やっぱり草が生えていて、綺麗にしてやらないと大根が股大根にな っちゃう可能性もあるかなと思って。よく管理されて綺麗な畑でつ くるんだったらいいんだけど、あそこちょっとね、なんかが終わっ ちゃうと残渣がいっぱいあって、ちょっとあんまり綺麗な状況では ないので、大根作れたら形が悪くなっちゃうかな、なんていう心配が あって、今からやるのは無理かな、なんて実際に思うんですよ。い いのができないとやっぱり売り物にできないとしょうがないから、 他にみんなでやれる場所もなかなかないことは確かですね。やると すればだから眺望ガーデンでやるにしても今の段階からこうやるの は厳しいかなっていうのは実際のところですね。
7 番委員	そうですね。眺望ガーデンのところは耕作してないですから、今現 在。大根とかっていう根菜類は難しいかなっていう気はして、中耕し ているとき感じているんですけども、もしやるとしたら、葉っ葉類で すか、ブロッコリーとか白菜とかキャベツ、そういうものの方が向い ているのかな、なんて思ったりはするんですけども。
議長	そうすると、大根でということでしたら、なかなかみんなでやれる場 所は難しいと現状ではね。ということです。
1 番委員	多分、大根も遅くても 9 月の彼岸頃を目安じゃないと、ちょっと 10 月になっちゃうとちょっと厳しいです。
7 番委員	雨がなくて、去年も今年と同じような感じで雨が少なかったんで すね。種まいても発芽しないっていうかなり厳しい状態だったんで すけど、今年は去年よりもっと厳しいんじゃないかっていう。
1 番委員	早く蒔いても育たない。難しいですね。

議長	その辺は皆さんの技術でカバーしていただいて、1月の終わりぐらいに大体決まっているんですけど1月の終わりぐらいに販売をするおまつりがあるので、それを目指してやっていただくことになるんですが。
事務局	農林水産まつりにつきましては、1月17日ですので、当日に洗ってお持ち込みする形をお願いします。
議長	当日じゃなくて前の日。洗うのがね。
事務局	あと、今、皆様から決をいただいたという形をとりますので、中立の委員さんお2人以外の委員さん推進委員さん全ての方に種1袋をご用意いたしますので、栽培の方お願いします。事務局の方が各ご家庭のところにポスティングしますので、届き次第、そのようにお願いします。
議長	そういうことで洗うほうはどうしようかな、みんながやるんだったらね自分で好きなように洗ったっていいし、みんなが集まらなくてもいいと思います。
事務局長	また事務局もやってみようと思っています。ただですね、去年もそう言わせていただいたんですが、全く準備の方忙しいです、僕たち。昔やった第3白沼田の方で作っていますので、それを収穫してくれれば助かります。作っておきますので収穫を中心にやっていただければ
課長	そうだよ、そうしようか。じゃあ中立さんも含めて、なかなかその栽培が難しかった方は、白沼田のなんていうかあのね、ハウスのその途中で、栽培をするということで
事務局長	栽培はうちでやりますので
議長	栽培できんの。
事務局長	栽培しかできなくて、前の日の準備が忙しいんで。それ取っていただきたい
議長	洗う方は中立委員さんも含めて自分で大根作れなかった方は、町の方で栽培しているところの収穫、洗い等を協力していただくということでお願いをしたいと思います。種はポスティングされるということですですのでよろしくお願いをしたいと思います。1月17日におまつりがあるので、その時期に間に合うようにということで栽培をお願いしたいと思います。35本目安でいいの、40本ぐらいにしとく。35本以上で。
事務局	35本以上でお願いをします。本当に大変だと思います。よろしくお願いします。

議長	35 本以上ということで、目標をお願いをしたいと思います。その件は以上ということでございます。 他に何かありますでしょうか。 それでは特になさそうですので、よろしいですね。 これをもちまして、総会を閉じさせていただきます。 ご苦労様でした。
	議長（会長） 露木 洋一
	議事録署名人
	1 番 加 戸 誠 造
	9 番 市 川 章 久